

特集 2 経済安全保障関連

1 重要技術・製品等の確保に向けた取組を継続する米中

令和4年（2022年）も、米中は、制裁措置の実施等を通じて、相互にけん制した。中国は、米国による台湾への武器売却の承認を受け、「中国の内政に干渉」する国家・企業等への対抗措置を講じることを可能とする「反外国制裁法」に基づき、米国企業2社に対し、制裁を科すことを決定した旨発表した（2月）。

一方、米国は、中国に対して、軍事利用を防止する目的で、特定の先端半導体製造装置等の輸出を厳しく制限するとともに、米国企

業による中国企業に対する半導体の開発支援を許可制にするなど、中国への半導体輸出規制を大幅に拡大するとした上で、当該規制強化について、同盟国等に説明し、協議を行ったと発表した（10月）。

こうした中、米中を始め主要各国は、自国において重要技術・製品等を安定的に確保するため、他国と連携しつつ、サプライチェーンの強化に向けた取組を重視する動きを見せた。

企業育成と国際連携に注力する米国

バイデン政権は、発足当初から、自国の経済発展と国家安全保障の確保のため、半導体、蓄電池、レアアース等の重要技術・製品のサプライチェーン強化を企図し、これら産業への財政支援に向けた取組を進めている。米国下院は、中国との長期的な競争を念頭にサプライチェーンの強化や懸念国から製造拠点を移転するための支援措置等を定めた「米国競争法案」を可決した（2月）。また、米国エネルギー省は、蓄電池の安定供給体制の構築に向けた助成金プログラムを開始した旨発表した（5月）。

また、米国は、近年、サプライチェーンの再構築に向けて、同盟国・同志国との連携を深めてきたところ、令和4年（2022年）も連携強化に注力する姿勢がうかがわれた。レモンド米国商務長官は、19の国・地域が参加する「サプライチェーン閣僚会合」（7月）において、「インド太平洋経済枠組み」（IPEF）を活用してサプライチェーンの連携強化に取り組むと発言したほか、同会合における共同

声明では、透明性、多様性、安全性、持続可能性の4つの原則に従い各国・地域が協力し、集団的、長期的なサプライチェーンを構築する必要性を明確にした。また、14か国が参加するIPEFの閣僚会合（9月）では、有事におけるサプライチェーンの連携強化も盛り込んだ閣僚声明が出された。

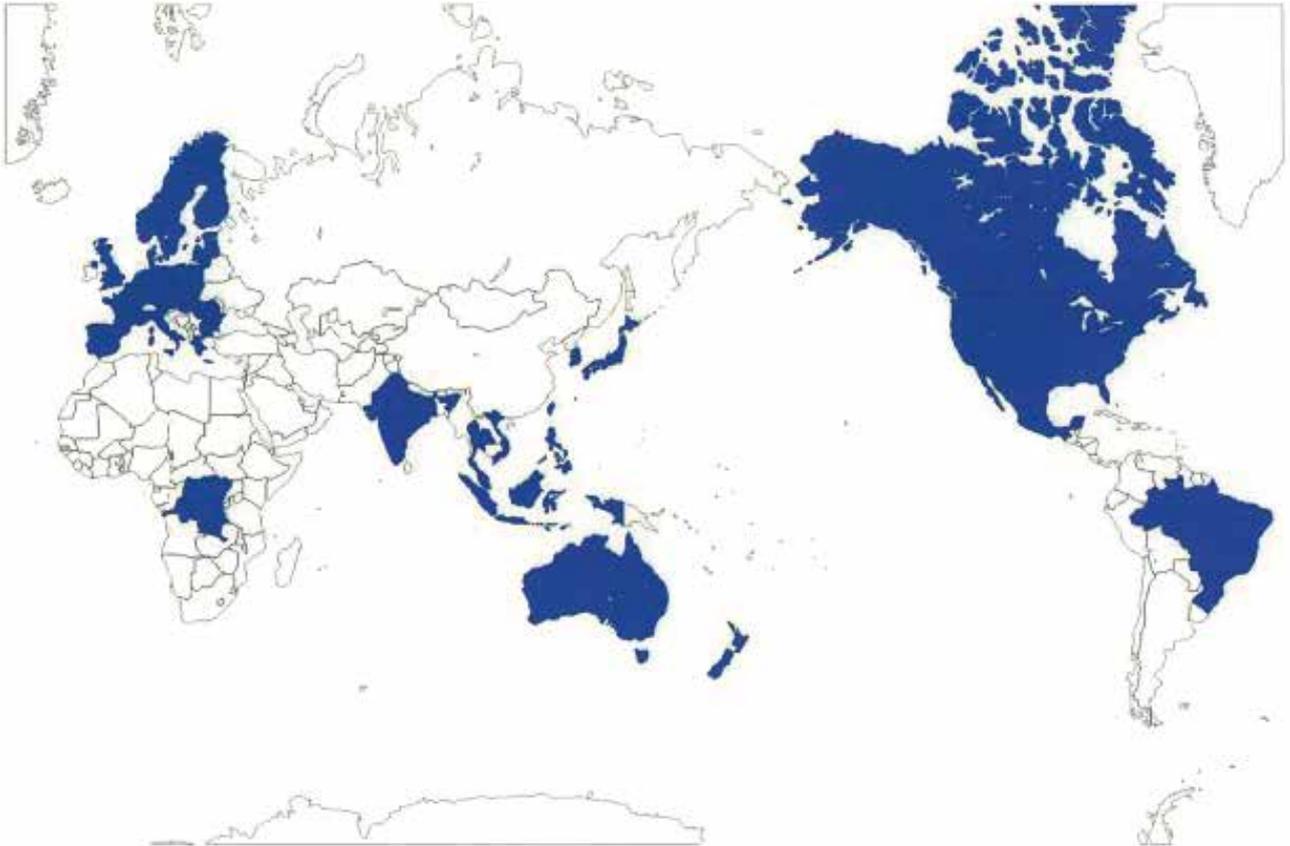
特に、欧米諸国は、あらゆる産業にとって必要不可欠な材料である半導体のサプライチェーンの強化に向けた取組を進めている。欧州委員会は、半導体の自給体制を目指す「欧州半導体法案」を欧州理事会等に提出した（2月）ほか、米国は、半導体の国内生産を財政面で支援する「CHIPS法」を成立させた（8月）。

米国は、こうした動きの中で、バイデン政権で初となる「国家安全保障戦略」を発表し（10月）、その中で、中国を「国際秩序を変える意図と能力を高めている唯一の競争相手」と位置付け、「効果的に競争する」とした上、米国内において重要技術及び新興技術のサプライチェーンへの戦略的投資を実施

し、インド太平洋及び欧州の同盟国・同志国との間での技術、貿易、安全保障での連携を

深めることを重視し、米国のリーダーシップを継続することなどの方針を打ち出した。

米国主催のサプライチェーン関連多国間会議に参加した国・地域



米国主催のサプライチェーン関連多国間会議	
令和3年10月	サプライチェーン首脳会議
令和4年6月	鉱物安全保障パートナーシップ閣僚級会議
7月	サプライチェーン閣僚会合
9月	IPEF 閣僚会合、チップ4の予備会議

(図・表共に当庁作成)

米国による“デカップリング”を警戒し、重要技術・製品の国産化や国外とのサプライチェーンの連携強化を図る中国

習近平^{しゅうきんぺい}国家主席は、米中首脳会談において、「(米国による) デカップリングやサプライチェーンの分断は、世界経済を更にぜい弱にする」と表明する(7月)など、米国が実施した一連の取組に対して懸念を示したほか、米国による半導体製造装置等の対中輸出制限措置の強化に対し、中国外交部報道官は、「米国は技術覇権を目的としている」などと強く非難した(10月)。



習国家主席と電話会談を行うバイデン大統領 (写真提供：cWhite House/ZUMA Press Wire Service/共同通信イメージズ)

中国は、米国による各種措置を国家安全保障の観点から警戒しているとみられ、習近平中国共産党中央委員会総書記は、全国代表大会（第20回党大会）の「政治報告」（P.38「中国独自の発展モデルによる“強国路線”を提示」）において、国家安全保障の項目で反外国制裁、反内政干渉等の強化に言及し、「サプライチェーンの安全を確保し、我が国公民、法人の国外における合法的な権益を擁護」するなどサプライチェーンの強化を国家安全保障に係る課題として位置付けた。また、科学技術の項目では、重要技術・製品の国産化に向けて、「鍵となる核心的技術の難関攻略戦に断固として打ち勝つ」との方針を示した（10月）。

中国は、国際競争力強化を目的としてレアアース関連企業を統合した（令和3年〈2021年〉12月）ほか、ロボット関連の中核企業の再編・

統合を進める方針を示した（1月）。また、医療、海洋分野等の製品315品目の政府調達における国産化比率を設定した政府の調達（令和3年〈2021年〉5月）を受け、複数の地方政府が医療機器や検査機器を国産製品に限る旨、管内の医療機関に通達した。さらに、中国政府が政府調達の対象となる複合機等のオフィス設備について、中国国内で設計、開発、生産を完成すべきであるとの指針を示した（7月、報道）。

また、中国は、外国政府及び外国企業との連携強化を企図しており、韓国とサプライチェーンにおける協力強化で合意した（8月）ほか、上海協力機構（SCO）首脳会議（9月）では、令和5年（2023年）に中国主導でサプライチェーン関連会議を開催すると発表し、SCO加盟各国が連携強化に向けて取り組む姿勢を示した。

2 国内外の技術・製品の獲得に向けた動向

多様な手口で技術の獲得を図る中国

中国の製造業にとって国外に掌握され発展の阻害要因となっている「チョークポイント技術」について、しゅうきんべい習近平国家主席は、「問題の打開が差し迫った課題」との認識を示す（6月）とともに、「重要事業に力を集中できる我が国の社会主義制度の優位性を発揮」し、「科学技術のイノベーションに対する党・国家の指導を強化」することで、「戦略的主導権を勝ち取る必要がある」と表明し、科学技術政策に対する党の指導強化を改めて強調した（9月）。こうしたことから、中国は、党・政府の指導の下、国外からの「チョークポイント技術」の獲得に力を入れ、国産化を図っていくものとみられる。

一方、欧米諸国は、中国による国外からの技術等の獲得に懸念を示しており、米国連邦捜査局（FBI）は、「中国企業は、合弁企業を利用して外国企業の機密情報にアクセスし

ている」と警告したほか、「中国の経済スパイ活動が米国企業の倒産や雇用の喪失を招いている」と述べた（2月、レイFBI長官）。また、マッカラム英国保安局（MI5）長官は、「様々な方法で英国の優位性の奪取を企図している」と懸念を示した（7月）。さらに、日米両政府は、中国政府当局が、外国企業に対し、複合機等の設計・製造の全工程を中国国内で実施させる方針を示したことについて、「外国企業に対して技術移転を強制するものである」との懸念を表明した（7月）。

こうした中、米国では、米軍のサプライヤー企業の元役員らが、米国の機密技術を中国等に不正輸出したとして、国際武器取引規制違反で起訴された（3月）。また、米国政府から研究助成金を受ける米国の大学教授が、中国の大学との契約状況を米国当局に報告しなかったなどとして有罪判決を受けた（4月）

ほか、在米の中国系米国人が、中国の軍系大学にタービン技術を不正に持ち出すなどしたとして有罪判決を受けた（3月）。このほか、台湾当局は、高額の給与で台湾の技術者をリクルートしたとして、中国と関係していると指摘される複数の半導体関連の在台湾企業の施設への搜索、関係者への事情聴取などを含む捜査を実施した（3月、5月）（P.47「国際社会が台湾海峡情勢に関心を寄せる中、台湾は各分野での安全保障体制を整備」）。

さらに、イタリア政府は、中国国有企業傘下の香港企業による軍用無人航空機企業の買収を認めない決定を下した（3月）ほか、英国政府は、1月に成立した「国家安全投資法」に基づき、香港企業による英国ソフトウェア企業の買収を認めない決定を下す（8月）など、

各国において、安全保障上の懸念から、中国による企業買収を阻止する動きが見られた。

我が国には、依然として、半導体製造、素材等の分野で高い技術を有する企業・大学等が多く存在しており、我が国企業への出資を企図した事例や、中国企業にリクルートされた日本人技術者が自身の人脈を利用して競合他社の日本人技術者をリクルートする事例等が見受けられる。

中国による技術・人材の獲得手法が多様化・巧妙化する中、中国が自国内の製造能力や技術の向上のため、今後も、我が国関連企業の投資・買収や高度な技術を有する人材の招致を行うなど、我が国企業・大学等有する重要技術・製品等の獲得を企図することが懸念される。

3 経済安全保障分野における公安調査庁の取組

我が国でも経済安全保障の確保に向けた取組が進められており、5月に成立した「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（経済安全保障推進法、8月一部施行）では、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、①特定重要物資の安定的な供給の確保、②特定社会基盤役務の安定的な提供の確保、③特定重要技術の開発支援、④特許出願の非公開に関する制度を創設すること、が明記された。公安調査庁では、4月に新設した「経済安全保障特別調査室」を中心に、技術・データ・製品等の流出防止など、経済安全保障の確保に資する情報収集・分析を強化し、インテリジェンスの観点から政府の関連施策に貢献している。

また、技術等の流出の未然防止のためには、標的となり得る企業・大学等との連携が不可欠であるところ、個別の講演や意見交換を通じた知見の共有及び対外発信に取り組んでい



経済安全保障特集ページ



相談・講演依頼等の窓口

る。5月には、技術流出の経路や事例、不審なアプローチを受けた場合の対応等について記載した経済安全保障パンフレットを作成・公表した（P.93「情報発信」）ほか、6月には、日本経済団体連合会との共催により、経済安全保障シンポジウムを開催し、米国連邦捜査局（FBI）の特別捜査官や我が国企業関係者と共に、技術流出に係る課題等について意見交換した。公安調査庁では、経済団体・企業・大学等の要望も踏まえて、こうしたアウトリーチ活動を更に強化し、企業・大学等における技術流出の未然防止等にも貢献していく。



経済安全保障シンポジウム（6月）